

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和6年12月3日

【開催日】 令和6年12月3日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時24分～午後2時35分

【出席委員】

分科会長	奥 良 秀	副分科会長	吉 永 美 子
委 員	中 岡 英 二	委 員	古 豊 和 恵
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三		
総務部次長兼人事課長	古 屋 憲 太 郎	人事課課長補佐	福 田 智 之
人事課人事課係長	藤 井 貴 大	人事課給与係長	長 村 知 明
市 民 部 長	梅 田 智 幸	市 民 部 次 長	山 本 満 康
市 民 課 長	浅 川 縁	市民課課長補佐	藤 田 弘 太 郎
市民課戸籍係長	丸 田 佳 代 子		
福 祉 部 長	吉 岡 忠 司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美
高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明	高齢福祉課高齢福祉係長	藤 永 一 徳
高齢福祉課介護保険係長	見 田 健 治	高齢福祉課介護保険係主任	木 口 屋 裕 樹
保 険 年 金 課 長	西 崎 大	保険年金課主幹	伊 藤 佳 和 子
保険年金課国保係長	村 田 直 美	保険年金課国保係主任	荒 井 理 世 子
保険年金課年金高齢医療係長	水 野 雅 弘		
障 害 福 祉 課 長	杉 山 洋 子	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸 池 百 子	障害福祉課障害福祉係主任	小 山 博 史
子育て支援課課長補佐	野 村 豪	子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子
子育て支援課保育係長	重 村 亮 太 郎		

健康増進課長	山 本 玄	健康増進課技監	大 海 弘 美
健康増進課主査兼健康管理係長	野 原 崇 史		

【事務局出席者】

事務局 長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
-------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第66号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について

午前11時24分 開会

奥良秀分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元のとおり進めてまいりますので、御協力よろしく申し上げます。それでは、審査番号1番としまして人事課から説明を頂きたいと思っております。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第66号令和6年山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）のうち、人件費について総括的な説明をいたします。このたびの人件費の補正は、人事異動等を踏まえた年度末を見越した人件費の調整ということになります。参考資料を御覧ください。

1 ページからは各款ごとの人件費の補正額を記載していますが、一般会計全体として説明させていただきます。4 ページの一番下、一般会計の総計を御覧ください。一般会計全体では1億1,759万9,000円を増額し、補正後の額を46億7,683万6,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、1節報酬については、パートタイムの会計年度任用職員の増員により、245万6,000円を増額するものです。2節給料については、育児休業を取得している職員が20名程度いることからその給料の調整等により3,717万9,000円を減額しています。3節職員手当等については、育児休業職員による減はある

ものの、今年度の勸奨退職者等が13名程度いることから退職手当を約2億300万円増額した結果、全体としては1億6,917万4,000円の増額となります。次に4節共済費については、育児休業等に係る給料の減額により、全体としては1,290万1,000円の減額となります。8節旅費については、パートタイムの会計年度任用職員の通勤手当相当部分について勤務実績から388万8,000円を減額するものです。最後に18節職員福祉費については、6万3,000円を減額するもので、職員数の減に伴う調整です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 人事課から総括的な説明をしていただきました。

山田伸幸委員 今の説明で退職勸奨について言及されておりますが、退職勸奨によって退職された方は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

長村人事課兼給与係長 退職勸奨の方は13名になります。

山田伸幸委員 それは、年齢的には大体何歳ぐらいからですか。

古屋総務部次長兼人事課長 今、13名と申し上げましたけども、これは勸奨退職だけじゃなくて普通退職とか、そもそも定年延長をされない方も含めて13名ということでございます。勸奨退職制度というのが45歳以上の方から勸奨退職というのができるようにはなっております。年齢は年度によってもばらばらですが、比較的60歳に近い方が多い傾向はございます。

山田伸幸委員 この13名というのは、通常の退職ではなかったということでもよろしいんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 今年度末で定年退職される方は17名いらっしゃ

います。それは当初予算で予算は組んでおりましたので、このたびの補正は、追加になった13名分を補正させていただいたということでございます。

山田伸幸委員 来年度、かなり人数が少なくなり、新規職員だけでは、到底仕事も回らなくなると思うんですけど、追加が13名で合わせて30名の方。これはかなり職員数の不足が問題になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに対策を考えておられるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 17名が定年退職されますけども、そのうち、再任用職員で残られる方がかなり多くいらっしゃいます。それがあってもかなり人数が減るということで、今年度もその辺を踏まえてしっかりと採用計画を立てて採用しております。あと、昨年度から定年延長制度が入って、2年に1歳ずつ定年年齢が引き上げられますので隔年で定年退職がいらっしゃらない年が出てきます。去年がそうでした。そのときも一定数職員は雇い入れておりますので、2年間で平準化させていくような計画を立てているということです。

山田伸幸委員 そうは言っても、公務員の仕事はやはりそれなりの経験がないとなかなか対応できません。研修でスキルアップして戦力として使えるようになるまで時間が少しかかるから業務的に追いつかないということがあってはならないと思うんですけど、対応としてはどういうふうを考えておられるのでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 近年辞められる職員もかなり多くいますので、ある程度の入れ替わりはあるということでございます。今は採用も学卒採用だけじゃなくて、社会人枠の採用とか、中途採用とかも行っております。そういう中で、ある程度経験があるような方、本市で、会計年度任用職員で働かれています、職員採用試験を受けられて合格された方もいらっしゃいますので、そういった形でできるだけ業務に支障がないように

多様な人材を採用していくということになります。

中岡英二委員 最後の数字を見るとパートの数を若干増やして、職員の数減らして、職員の手当等が増えていますが、こういう傾向は続くんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 これは、当初予算との比較になるので、今は一般会計しかお示ししておりませんが、全会計で言えば病院、水道を除けば、当初予算上は正規職員を481名で組んでおりました。ただ、3月末で急遽退職するという者が2名出ましたので、実際は4月1日では479名でスタートしているということになります。これは昨年度と比べると7名程度正規職員は増やしています。先ほど言ったように、2年間で平準化させるというような部分もございます。あと、会計年度の方については育児休業を取得する職員が今はかなりおりますので、育児休業に入れば当然代替職員も雇いますし、あと業務量によって、明らかに業務が増えて回らないということであれば、年度途中でも、パートタイムの方を雇ったりするようなこともございますので、全体の人数としては、業務量が変わらなければ、それほど増えていたり、減ったりすることはないというような考え方にはなりません。

中岡英二委員 一番気になるのは手当です。その辺がかなり多いんですが、他市においては窓口業務の時間帯を縮小するとか、そういう市も出ていますが、本市はそういうお考えはないということでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 今年度17名と13名の30名ぐらい辞められますから、退職手当が五億何千万円とありますので、そこで今年度は大きくなっているということです。今、言われました窓口の部分というのは、住民サービスにも当然影響が出るようなもので、先進的なところはそういうことをされているところもあります。そうした効果等を見ながら、考えていくようになるだろうとは思いますが、今のところは全く決まっ

ていないということでございます。

前田浩司委員 先ほど、この退職勧奨制度の年齢は45歳以上という話がありましたけれども、今回この13名のうち45歳以上60歳未満の方で対象はおられるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 13名の内訳は、今年度の途中で既に辞められている方が3名と、定年延長をそもそもされない方、そして勧奨退職の方が数名いらっしゃいます。

前田浩司委員 ちなみに45歳から60歳未満の方で、対象の人数は分かりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 まだ、辞めるというのは表に出ていないものがございますので、例年数名程度いらっしゃるということです。

前田浩司委員 辞められる方は、それなりの理由があると思うんですけども、どういう理由があるのかというのは、人事課として押さえておられるのか。実情だけで結構です。

古屋総務部次長兼人事課長 人それぞれだとは思いますが、ある程度60歳に近いような方が多いようなところはございます。女性の方でいえば、子供が巣立って、50歳ちょっと過ぎぐらいでというような方も中にはいらっしゃるのかなというところがございます。

吉永美子副分科会長 8節旅費の御説明で、パートの会計年度の方の勤務実績と言われたと思うんですけど、かなり減っているのもう少し具体的に教えていただけますか。

古屋総務部次長兼人事課長 確かに御指摘のようにかなり減っておりますが、

当然入れ替わりがあります。車だったらそんなに高くないんですけど、公共交通機関を使ったりすると定期で払いますので、かなり高くなるっというようなことも見込んで、当初予算では計上しております。その辺の乖離が出ているということでございます。

吉永美子副分科会長 令和5年度に比べて、いわゆる勤務状態が大きく変わったっていうことで、実績が減ったということとは違うと思っておりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 人数が減っているわけではございません。（発言する者あり）通勤手当の支給要件が変わったということではございません。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで質疑を閉じたいと思います。以上で審査番号1番を終了したいと思います。職員の入替えのため休憩します。11時45分から再開いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時45分 開会

奥良秀分科会長 休憩を解きまして審査を続行いたします。続きまして審査番号②につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

浅川市民課長 それでは市民課分を御説明します。補正予算書28、29ページを御覧ください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料ですが、システム改修委託料として261万5,000円を増額するものです。このたびの補正は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」、いわゆる「標準化法」に基づく標準化基本方針により、地方公共団体の標準化対象となる情報システ

ムは、令和7年度末までに、国が定める標準仕様書に適合した標準準拠システムへ移行することが求められていることから、本市の戸籍システム及び戸籍の附票システムを標準準拠システムへ移行するため、令和6年度に必要となる経費を計上するものです。移行期限が令和7年度末であることから、移行に必要な期間を鑑みますと、令和6年度中に事業者と契約し、事業着手をする必要があります。事業スケジュールとしては、令和6年度中に移行設計に着手し、令和7年度から標準準拠システムの構築、データ移行を順次行い、令和8年1月中での標準準拠システムへの移行を目指しています。続きまして、歳入を御説明します。予算書16、17ページを御覧ください。21款諸収入、5項雑入、3目雑入、2節総務費雑入、デジタル基盤改革支援補助金261万5,000円の増額は、このたびのシステム改修に対する補助金です。補助率は国10分の10です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。歳出から質疑を求めたいと思います。

吉永美子副分科会長 それではいつも聞きますけれども、システム改修委託料の261万5,000円の算出根拠をお知らせください。

浅川市民課長 令和6年度中に必要となる業務として、具体的には移行スケジュールの調整、工程表作業、標準準拠システムと現行システムとの機能差分分析等の移行設計業務になります。

吉永美子副分科会長 そういうことをするために、金額をどのように精査されて出してこられたんですかということです。

浅川市民課長 工程内容や作業内容や、あと人件費の単価などをデジタル推進課に相談しながら確認させてもらっております。

吉永美子副分科会長　そういったことについては、他市との比較はされているんですか。人口とか、どういう基準か分からないけど、そういう比較検討された中での補正予算になっていくんですか。

浅川市民課長　他市等の比較についてなんですが、問合せ等をしてみましたが、自治体ごとに状況や契約が異なっておりまして、あと他市との比較がなかなか難しく、情報も集めにくかったというところがあります。

吉永美子副分科会長　根拠となるものとしてはないということですか。

浅川市民課長　根拠としましては、業者から見積りを徴して根拠としております。

吉永美子副分科会長　随分前に、きちんと精査しないといけないでしょうということから出したんですけど、業者の見積り自体が正しいかどうかということなんです。その点については信頼できるものをちゃんと精査した上でこの見積りが正しいものになっているかどうかということです。

浅川市民課長　それでデジタル推進課に相談しながら精査した金額となります。

奥良秀分科会長　担当課として大丈夫かという質疑だと思うんですが、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

浅川市民課長　精査した金額となっております。

前田浩司委員　先ほどの事業の説明の中で、市民課として機能差分分析をするという話があったと思うんですけども、具体的に機能差分分析はどのような作業に取りかかれるんでしょうか。

藤田市民課課長補佐　機能差分分析と申しますのは、現行のシステムの仕様書

と標準化システムの仕様書の違う部分、追加で加わる機能はいいんですけども、追加でなくなる機能は、こちらで運用回避なり対応をしなくてはなりません。そのための分析をして、対応方法を検討するという内容になります。

前田浩司委員 今の内容でいくと帳票類の新旧の確認ということが差分作業になるということでの理解でよろしいのでしょうか。

藤田市民課課長補佐 帳票類については、基本的には戸籍の業務というのは法務省の指導に基づいてやっておりますので大きな差はないと認識しております。それよりも、機能自体、システムとしてできることとできないことの洗い出しをする作業になります。

前田浩司委員 システム的にできる、できないというのは、例えばどんな内容になるのでしょうか。

藤田市民課課長補佐 システムの入力画面とか、画面の切り替わりというのはベンダーごとに異なっております。標準仕様書に記載されている、例えば、戸籍届書の入力ができることで言いますと、画面の切り替わりが違っていたり入力する順番が違っていたりすると、本市の運用の仕方は今までこういう順番であったけど、これの運用を変えなくちゃいけないとか間違いがないように内部の手順書を変更しなくちゃいけない、例えばそういったことが挙げられます。それが機能差分分析になります。

奥良秀分科会長 分かりました。要は、今、山陽小野田市で独自でやっているシステムがある中で、標準のシステムに変えなくちゃいけないってことなんですか。説明が私も分かりにくいので、確認したいんですが。

浅川市民課長 そのとおりです。

奥良秀分科会長 何が違って、何がなくなるかっていうこうことを分かりやすい説明は何かないですか。今、漠然と「山陽小野田市が今までやっていたものが標準化で変わるんですよ」、「こういうスケジュールでやるんですよ」っていうことで、「いつまでが期限ですよ」ってことが分かったんですけど。何が変わるのかが多分皆さん分かってないのかなあと思います。

浅川市民課長 どう違いがあるかという分析をこれから令和6年度中にやっていくということになります。

梅田市民部長 今、会長が言われたとおり、「国が今後標準化システムというのをつくりますよ」、「今、各地で使っているシステムは市ごとでばらばらですよ」というところを統一したいというのが主な目的です。で、どこがどう違っているかっていうのも含めて今からこの委託によって明らかにしていただくんですけども、例えば携帯電話で言っても、アンドロイドと 아이폰ではフォーマットが違っていたりすると思うんですね。それと同じようなことがこのシステムでも起こっているというところですので、どこをどういうふうに調整すれば、国のフォーマットに合わせられるか、そこの解析から始めたいというところでございます。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。今、歳出をやっています。歳入のほうは何かありますか。歳入の21款5項3目です。デジタル基盤改革支援補助金についてもよろしいですか。10分の10の補助率ということで。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査番号②を終了したいと思います。ただいまから休憩に入りまして、13時より再開いたします。次は、審査番号5番から再開します。では、休憩に入ります。

午前11時56分 休憩

奥良秀分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審査番号⑤について執行部からの説明を求めたいと思います。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 議案第 66 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 5 回）における健康増進課所管分につきまして御説明いたします。補正予算書の 42、43 ページをお開きください。初めに、ページ中ほどになりますが、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、18 節負担金、補助及び交付金、救急勤務医支援事業補助金 40 万円の増額について御説明いたします。このたびの補正は、医師の高齢化や働き方改革の影響などから、近年特に厳しい勤務環境にある救急勤務医の処遇改善に取り組む医療機関を助成し、逼迫する救急医療現場を支援するためのもので、山陽小野田市民病院、山口労災病院、小野田赤十字病院の市内 3 つの救急告示病院を対象に、令和 7 年 1 月から新たな補助制度を創設しようとするものです。制度の概要といたしましては、市内の救急告示病院での休日・夜間の救急対応において、入院が必要と判断された患者の受入れ人数に応じ医師に支給される手当について、入院患者 1 人当たり 3,000 円を上限に、その 3 分の 1 を補助するものでございます。また、本事業に関連し、山口県におきましては、今年度の 4 月から、ただいま御説明いたしましたものとほぼ同様の内容の助成事業が既に実施されております。しかしながら、県事業におきましては、令和 6 年度以降に新設あるいは増額された手当のみを助成対象としており、現状、市内にあります三つの救急告示病院のうち、既に令和 5 年度以前に手当を創設している 2 病院については対象外とされている状況でございます。したがって、このたび御提案する市の補助金につきましては、県の取組を踏まえつつも、令和 5 年度以前に導入された既存の手当も含めて助成するものであり、これにより、市内にあります全ての救急告示病院を等しく支援したいと考えております。なお、当該補

助金につきましては、年間12か月分の所要額を約120万円と見込んでおりますが、このたびの補正では、令和7年1月から3月までの残り3か月分の補助金として、若干の余裕を見る中で40万円を計上いたしております。年度途中での制度創設となりますが、県の取組と歩調を合わせ、少しでも厳しさの増す救急医療の現場の支えになればとの思いもあり、このたびの提案に至ったところでございます。次に、4款1項2目予防費、12節委託料におけるシステム改修委託料の増額について御説明いたします。このたびのシステム改修は、定期予防接種において令和6年10月から新たに接種可能となった小児用肺炎球菌の20価ワクチンの導入に伴うもので、接種情報の管理を行う健康管理システムの改修経費として54万5,000円を計上するものです。続きまして、同じく2目予防費、18節負担金、補助及び交付金、予防接種健康被害医療費・医療手当等交付金の増額について御説明いたします。このたびの補正は、現在本市で支給しておりますポリオ生ワクチンによる2次健康被害に係る医療手当及び障害者特別手当につきまして、国において、令和6年4月分以降の給付単価の引上げが行われましたことから、当該引上げを踏まえた交付金の増額を行うものでございます。具体的な引上げ額につきましては、いずれも月額ベースで申し上げますと、医療手当が1,100円、障害者特別手当が6,200円となっております。合計で一月あたり7,300円の引上げとなっております。なお、今年度の交付金は令和6年1月分から令和6年12月分の手当を給付するものであり、このうち引上げ後の新単価の適用を受けるのは、4月分以降の9か月分となります。したがって、このたびは、月額7,300円の引上げ額の9か月分に相当する額として、6万6,000円を増額補正いたしております。続いて、特定財源の補正について御説明いたします。補正予算書の14、15ページをお開きください。ページ上段にありますが、16款1項2目1節保健衛生費県負担金、予防接種事故対策負担金4万9,000円の増額は、ただいま御説明いたしました予防接種健康被害医療費・医療手当等交付金に対する負担金となります。当該

負担金は、交付金額の4分の3が県を通じて交付されるものであり、このたびの交付金額の引上げを踏まえ増額するものでございます。最後に、40、41ページの3款2項9目出産・子育て応援事業費3万2,000円の増額に係る特定財源の補正について御説明いたします。なお、歳出における補正は伴走型相談支援事業に係る人件費調整であり、他課の所管となっておりますことから、ここでは歳入についてのみ御説明させていただきます。それでは12、13ページをお開きください。ページの下段、15款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、出産・子育て応援交付金の補正は、伴走型相談支援事業の人件費の増額に伴うもので、当該人件費調整額の2分の1に相当する額として1万6,000円を計上しております。次に14、15ページをお開きください。ページ中ほどの16款2項2目2節児童福祉費県補助金、出産・子育て応援交付金につきましても、同じく人件費調整に伴うものでございまして、人件費調整額の4分の1に相当する額として8,000円を計上いたしております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、議員の質疑を求めたいと思いますが、歳出から質疑を求めたいと思います。42ページ、43ページから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 救急告示病院の勤務医の支援事業補助金なんですけど、これは、1日当たり医師が1人ということなんですか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 1日当たり医師が1人に限定されるということではなくて、休日あるいは平日の夜間に医師が入院に至るような救急患者を受入れ、処置をした場合に、その受入れ患者1人当たりについて、病院側からまず医師に手当が支給されることが前提となります。その支給額3,000円までを限度として、その3分の1を市が医療機関に対して助成するといった制度になります。

奥良秀分科会長 3,000円が限度額ということなんですけど、その算定方法っていうのは何かあるんでしょうか。難しいかもしれません。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 3,000円の根拠は承知しておりません。ただ、説明の中でも申し上げましたけども、実は既に市内の病院のうち2病院は手当を導入しています。不思議とこの2病院も、3,000円ということになっていますので、恐らく県もその辺りの実態を踏まえて制度を創設したのかなと思います。市についてもこの県の制度をある程度なぞるような形で今回制度設計しております。

山田伸幸委員 先ほど救急の勤務医の労働条件の厳しさ、働き方改革で言われる割には額が細かいように思うんですけど、これ以外にもっともっといろんな形でそういった救急の勤務医に対する補助はなされているんでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 勤務医自体に対する助成というのは、このたびが初めてになると思います。おっしゃるように金額がすごくインセンティブが働くような方向で効果があるのかと言われると、それほど大きな額ではないかもしれません。ただ、これまで行政からの支援がなかったところに支援を入れていくっていうところで、やはりそういう姿勢を見せるということは非常に重要なことかなと思いますし、救急の現場が非常に厳しい一番の理由っていうのは、やっぱり医師不足であり、これはなかなかお金ですぐに解決するとかっていうところも難しい問題なので、ここは時間がかかるかもしれませんが、病院あるいは県等も含めて、今後対応を協議していきたいと思っていますところですよ。

山田伸幸委員 テレビでしきりに山口県が全国で最も高齢化が進んでるとかいふニュースが流れてくる中で、やはり入院患者に当たる若い医師の数そ

のものが非常に足りない中で、本当微々たるものなんですけど、やっぱりそういった確保等また確保は確保としていろんな事業をされていると思うんです。それと同時にこれが進められて、その制度があること自体が評価なんだというふうなことを先ほど言われたと思うんですけど、これはもっと拡充するとか、ほかの面で支援するといったことは考えられているのでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 金額についてもそうかもしれないし、すみません、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、まず取りあえずやってみるといところから始めたいと思います。これ以外の策というのが、今のところなかなか具体的にこういうことを考えていますっていうのは難しいんです。県においては、これはもう随分前からやられてるのかなと思うんですが、例えば、山口大学医学部の入学に当たって地域枠によって、そういった医師確保に向けた取組はされていると思います。やはりこれはかなり大きな問題になりますので、市単独で何とかしようというよりも、やはり県であったり、国であったりが、もう少し積極的に取組を進めていくべき問題なんじゃないかなと思っています。国においては、今年度、医師不足というか、医師の偏在の是正に向けた取組をもう1回強化しようというような動きもございしますので、その辺りも注視していきたいと考えております。

吉永美子副分科会長 12節システム改修委託料で、先ほど小児肺炎球菌ワクチンの関係だという説明があったと思っているんですけども、システム自体の詳細内容と算出根拠をお知らせください。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 このたびのシステム改修委託料は、小児肺炎球菌20価ワクチンが10月1日から始まったというところでうちが管理しております健康管理システムの改修を行うものです。こちらは、今、取り扱っております業者からパッケージ料金、導入経費ともにそれぞれ見積りを出していただいて、予算を計上させていただいているとこ

ろでございます。

吉永美子副分科会長 担当課としてはきちんと精査をした結果であるという認識ということでよろしいですね。他市がされていれば、その比較とかもあわせて御答弁ください。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 一応金額については、根拠なりをしっかりと見させていただいて、妥当性を確認しております。ほかの市町と比較っていうのが、このシステムが5市町クラウドで管理している中で、2市で行う改修になりますので、それぞれの金額も確認をさせていただいております。

古豊和恵委員 その下の負担金、補助金及び交付金の予防接種健康被害者医療費医療手当等交付金ですけれども、これは本市では対象者が何人かいらっしゃるんですか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 対象者は1人になります。

古豊和恵委員 この1人の方は、今年初めてであるのか、何年かずっと交付を受けていらっしゃるんですか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 この方が対象となって給付が始まったのが平成22年から始まっております。

古豊和恵委員 平成22年からこの金額がずっと続いているということでしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 給付額につきましては、毎年国が単価を示しておりますので、その単価に準じた形で支給しております。年度によっては金額に若干の差はありますが、その単価に基づいて支出を

させていただきます。

山田伸幸委員 予防接種健康被害医療費医療手当等交付金とあるんですけど、具体的にこれはどういった内容の手当になるんですか。内容を評価してというか基づいてといいますか、その上で、交付されるわけですけど、実際に行われている中身について教えてください。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 この交付金の内容になります。先ほど説明にもありましたように、このたびは、このポリオ生ワクチンの2次感染の健康被害に遭われた方に対して支給する交付金になります。このたび単価の増加によって少しの補正額になりますけれど、当初予算では医療費、医療手当、障害特別手当を合わせまして276万5,000円で予算を計上させていただきます。

奥良秀分科会長 歳出のところで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入のほうに移りたいと思います。歳入全般で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入質疑なしということで、審査番号⑤番を終了したいと思います。職員入替えのため、13時半から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後1時17分 休憩

午後1時30分 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして審査を再開いたします。続きまして審査番号③番につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 それでは、令和6年度一般会計補正予算（第5回）保険年金課分の説明をさせていただきます。予算書の32、33ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中段、

27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金の114万9,000円の増額は、国民健康保険特別会計職員の人件費の調整による職員給与費等繰出金として増額するものです。続いて、34、35ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費の上から3段目、4目後期高齢者医療費を1,686万9,000円減額し、補正後の額を13億2,654万8,000円とするものです。2節給料から4節共済費は、人件費の調整、27節繰出金後期高齢者医療特別会計繰出金1,879万4,000円の減額は、職員給与費繰出金の増及び保険基盤安定繰出金の減額によるものです。特定財源については、歳入で説明します。続きまして、歳入について御説明いたします。14、15ページをお願いします。上段、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金のうち、後期高齢者医療保険基盤安定費1,419万7,000円の減額は、歳出で説明しました後期高齢者医療特別会計繰出金の保険基盤安定繰出金の減額に伴う特定財源として減額するものです。次に、16、17ページをお願いします。中段の21款諸収入、5項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入のうち、療養給付費負担金精算金2,364万4,000円の増額は、後期高齢者医療制度の療養給付費負担金について、令和5年度分の精算額の確定に伴い、還付を受けるものです。保険年金課分の説明は以上です。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課分について御説明します。32、33ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料の償還金を62万2,000円増額しております。これは、令和5年度における低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国、県からの負担金を返還するための償還金です。また、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を640万9,000円減額するものです。この内訳といたしましては、事務費繰出金に係るものが、令和5年度決算の認定に基づく精算等に伴うもので213万7,000円の増額、地域支援事業費繰出金に係るものが、地域支援事業費の補正に伴って434万円の減額、また、職員給与

費等繰出金に係るものが、人件費の調整に伴って420万6,000円の減額となっております。34、35ページをお開きください。3款1項3目高齢者福祉費、22節償還金、利子及び割引料の償還金を2万6,000円増額しております。これは、令和5年度における介護保険事業費補助金の精算に伴い、県からの超過交付金を返還するための償還金です。高齢福祉課の説明は以上です。

杉山障害福祉課長 32、33ページをお開きください。このたびの補正は、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費において、現在の予算額22億2,115万4,000円を1億2,805万5,000円増額し、23億4,920万円9,000円とするものです。このたびの補正予算は大きく二つの理由によるもので、一つは当初予算の執行状況を確認し、決算見込額にあわせて増額補正するもので、もう一つは償還金を増額補正するものです。まず、決算見込額にあわせて増額補正するものから御説明します。一つ目は、自立支援給付及び障害児通所支援に係る増額で、どちらの事業も国が定めた基準に基づいて障害福祉サービス等を提供する制度です。自立支援給付は障害者総合支援法に基づいて18歳以上の障害者を対象とし、障害児通所支援は児童福祉法に基づいて18歳未満の障害児を対象としており、事業費については国が2分の1、県が4分の1を負担します。この事業に係る増額として、まず、11節役務費、手数料を合計570万円増額します。この手数料は、障害福祉サービスの提供の前に立てるサービス利用計画の作成手数料です。障害福祉サービスの利用者が増加したため、サービス利用計画を作成する対象者も増加となりました。続けて、19節扶助費では、自立支援給付分として、障害福祉サービス等の利用者数及び利用日数の増加に伴い、グループホーム給付費を1,800万円、施設入所支援給付費を1,000万円、就労継続支援B型給付費を1,400万円それぞれ増額します。次に、障害児通所支援分として、利用する障害児数等の増加に伴い、保育所等訪問給付費を140万円増額します。また、障害者総合支援法に基づく医療費助成制度である自立支援医療給付費（更生医療）を3,

300万円増額します。次に、二つ目、地域生活支援事業に係る増額について御説明します。地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地方の実情に応じて障害者又は障害児に福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うもので、事業費については原則として国が2分の1、県が4分の1を補助します。この事業に係る増額として、33ページの12節委託料において、事業の利用者数や利用時間の増加により、日中一時支援事業委託料を300万円増額します。続けて、三つ目は軽度・難聴児補聴器等購入費助成事業に係る増額で、事業費の2分の1を県が補助します。19節扶助費、難聴児補聴器購入費等助成費を60万円増額補正します。次に、償還金の増額について御説明しますので、34ページ、35ページをお開きください。22節償還金、利子及び割引料において、償還金を合計4,235万5,000円増額します。このうち、4,038万9,000円は、令和5年度に実施した事業について歳入した国・県の負担金、補助金を精算の結果、実績に基づき返還するものです。内訳として、先ほどの一つ目の事業のうち、自立支援給付について国庫負担金1,989万5,000円、県負担金1,074万1,000円を返還し、障害児通所支援について国庫負担金651万7,000円、県負担金322万9,000円を返還します。次に、先ほど御説明した二つ目の事業である地域生活支援事業について、国補助金を5,000円、県補助金を2,000円返還します。残りの償還金196万6,000円は、重度心身障害者福祉医療費助成制度において後期高齢者医療広域連合から誤って振り込まれた高額療養費を同連合に返還するものです。では、歳入予算の増額について御説明します。12、13ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金におきましては、自立支援給付及び障害児通所支援に要する事業費の国の2分の1負担として、自立支援給付費を3,970万円、障害児支援給付費を135万円それぞれ増額します。次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金におきましては、地域生活支援事業費の国の2分の1補助として、地域生活支援事業費を150万円増額

します。続きまして、14、15ページをお開きください。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金におきましては、自立支援給付及び障害児通所支援に要する事業費の県の4分の1負担として、自立支援給付費を1,985万円、障害児支援給付費を67万5,000円それぞれ増額します。次に、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金におきましては、三つの事業で合計203万2,000円を増額します。一つは福祉医療助成費を98万2,000円増額します。これは先ほど御説明した後期高齢者医療広域連合の返金に伴って、昨年度の重度心身障害者福祉医療費助成事業の事業費に修正が生じ、返金額の2分の1について県の補助金が入るものです。二つ目は、地域生活支援事業に要する事業費の県の4分の1補助として、地域生活支援事業費を75万円増額します。三つ目は、難聴児補聴器購入費等の助成に要する事業費の県の2分の1補助として、難聴児補聴器購入費等助成事業費30万円を増額します。最後に、16、17ページをお開きください。21款諸収入、5項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入において、自立支援給付費国庫負担金を136万2,000円増額します。これは、令和5年度の事業実績において、自立支援給付のうち更生医療、療養介護医療について追加交付が生じたことによるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。歳出のほうから行きたいと思います。その前に、33ページの就労継続支援(B型)の説明はありましたか。

杉山障害福祉課長 特別な説明はしておりません。

奥良秀分科会長 ページを追っていきたいと思います。32ページ、33ページから質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 今回の扶助費が多額に使われているわけですが、これは、どこか一施設に限って、このようにされているのでしょうか、それとも、利用者にそれぞれこういったものが給付されていくのか、その点いかがでしょうか。

杉山障害福祉課長 様々ありますが、33ページの扶助費のうち、難聴児補聴器購入費等助成費については、県との補助事業ですので、申請者の個人の方に直接お金をお支払いするものとなります。それから、それ以外の個々の上がっているものについては、様々な施設を利用した結果、それぞれの施設から国保連合会のほうに請求額が上がってきたものを私どものほうから国保連合会を通じてお支払いをするということになりますので、一施設にというものではなくて、様々な施設で使われた合計の結果として、予算の不足が見込まれるので増額補正をしたというものとなります。

山田伸幸委員 このたび、まとめていろんなものが上がってきたんですけど、これは当初予算のときにはなくて、12月補正で上がってきたというのは何か理由があるのでしょうか。

杉山障害福祉課長 19節障害者福祉費の扶助費、たくさん種類があります。今こちらに上げているものは、新規で上げたものではなくて全て当初予算において上げていたものについての増額分となります。その増額の理由としては、当初予算で、直近の利用人数を見込んでさらに新規の方が何人出るかというの見込みます。その上で、報酬改定が今年度あっておりますので、その加算分の金額が基本的に増額となるものがほとんどで、そういった関係で人数の調整や、また皆さん一緒ではないんですけども、1人当たりの平均的な利用単価が上がったということから、このたび増額をしております。

古豊和恵委員 27節の介護保険特別会計繰出金というのは、事務費も含めて

と言われていましたけどもう少し詳しく教えてもらっていいですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 先ほど説明したとおりとなるんですが、令和5年度決算に基づく事務費等の繰出金の精算として、まず213万7,000円の増額。令和5年度人事異動に基づいた人件費の調整として、介護保険特別会計において、総務費関係と、地域包括支援センターの職員などが対象となる地域支援事業費関係と併せて、差引き854万6,000円の減額、これを合わせますと640万9,000円の減額ということになっております。

古豊和恵委員 この金額はそうすると、介護保険を受けられる方が直接何かというわけではないんですね。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 主には職員の人事異動に伴って調整された金額がこの繰入金に入っていると御認識いただければと思います。

山田伸幸委員 扶助費の中の、難聴児補聴器購入等助成費は個人と言われたんですけど、1件当たりどれぐらいの金額が補助として出されるんでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 今年度につきましては、新規購入で3件ほど出ています。その中で、高額な支払いとしては、1件31万4,872円というのが2件ほど出ております。3件目につきましては、4万836円となっております。

山田伸幸委員 難聴児というのは、等級とかそういうのがあるんでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 等級はございません。

古豊和恵委員 扶助費のグループホーム給付費なんですけれども、山陽小野田

市にグループホームが何か所ぐらいあって、それぞれに幾らぐらい支払っているのでしょうか。

杉山障害福祉課長 グループホームは市内に5か所ありますが、利用者の方が多いところに多く支払いますので5か所のそれぞれに幾ら払ったというものは、今手元に持ち合わせておりません。

古豊和恵委員 これは、等級によって違うと思うんですけども、大体1人幾らと決まっているんですか。

杉山障害福祉課長 その方の障害の程度や様々な加算を取ると人によって単価等は変わってまいります。当初予算ではグループホームについては1人当たり12万6,000円と見込んでおりましたが、直近の実績を基に単に割り戻すと13万4,000円となっております。先ほど申し上げた報酬改定の影響もあっていると思います。

古豊和恵委員 そうすると、必要経費が伸びてくると、大体伸び率はどのぐらいとお考えでしょうか。

杉山障害福祉課長 当初予算で77人と見込んでおりましたところ、既に現在利用されている方が86人になっています。ただし、この伸びは、グループホームは、精神科病院を長期に入られて、出られた方や家族が高齢になって施設に入られたのでお1人で暮らすのはどうかといった方、また家族がいらっしゃっても、事業所や一般就労する上で、規則正しい生活をして、きちんと就労ができるようにという様々な事情によってグループホーム入られますので、一律な伸びというのが少し見込みにくいものとなっております。

中岡英二委員 今の質問の関連なんですけど、このグループホームの給付費が増えたのが77人から86人に増えたのが原因と言われました。この給付

の内容は、支援する訓練と、どういうところが増えていきますか。

杉山障害福祉課長 増えたのは人数と先ほど申しあげました。また、平均すると単価が12万6,000円から13万4,000円に増えています。こちらのサービスの提供内容としましては、そこで共同生活を送りますが、夜間や休日ですので、昼間は基本よそに出られ、夜の住む場所としてのサービスになります。夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ及び食事等の介護、日常生活上の支援となっております。ですのでグループホームから一般の職場に通われる方もいらっしゃるれば、そこから先ほど増額しましたが就労Bとか就労Aとか、様々な作業する事業所に通われる方もいるということで、昼間ではない生活の場というのが基本的な考えになります。

山田伸幸委員 就労継続支援Bというふうに言われたんですけど、Bには1,400万円あって、Aのほうには給付がありません。それは何か理由があるんですか。

杉山障害福祉課長 就労継続支援B型については、このたび利用人数は、205人から、9月以降の新規量が確定したのが5人、さらなる新規を2人と見込んでいますので、人数はそう変わらないんですけども、先ほどと同じく割り戻すと、直近だと単価が当初13万4,000円で見込んでいたところが13万9,000円となっています。205人の利用がありますので、単価が5,000円上がると、毎月、かなりの金額の増となっております。一方で就労継続支援A型についての御質問がありましたが、当初40人で見込んでいたところ、45人の利用ということで、さらに5人の新規利用の見込みが出ております。こちらについては単価が15万4,000円から14万6,000円へと、直近では少し下がっておりますので、増額補正の必要はないという判断をしております。

吉永美子副分科会長 11節役務費の手数料についてお聞きします。先ほどの

サービス利用計画の増という御説明があったと思うんですが、やはり障害を抱えた方々が受けるべきサービスがきちんと受けられたらいいことだと思います。サービス利用計画が増えているっていう点について、要因があれば教えてください。

杉山障害福祉課長 先ほども御説明させていただきましたが、新たにこういった、就労Bとか、保育所訪問とか施設入所とか、障害者の方でも障害児の方でも初めてサービスを利用しようとするときに、またサービスの内容を追加しようとするときには、サービス利用計画というのを必ず先に立てる必要があります。ですので基本的には今サービスの利用者も新規の方が増えていっていますので、その分サービス利用計画を立てる必要がある方も増えるということになります。

吉永美子副分科会長 担当の障害福祉課としては、こういった傾向はいいものであるという認識で思っておられるということでしょうか。

杉山障害福祉課長 そのサービス利用計画を立てるときに、それぞれ相談員がついて、このサービスを利用することで、今の生活がどのように改善されていくかということを中心に話をした上でサービスを提供していくことになるので、これは必ず必要な丁寧なサービスにつながると思っております。

奥良秀分科会長 続きまして、34ページ、35ページ移りたいと思いますが。3目、4目です。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、歳入の部分です。歳入全般で質疑があればページを述べられて、質疑をお願いしたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということで審査番号④番を終了いたします。それでは職員の入替えを行います。14時10分から再開したいと思います。では休憩に入ります。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

奥良秀分科会長 それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。続きまして、審査番号④につきまして執行部からの説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 議案第 6 6 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 5 回）における、子育て支援課分について御説明いたします。それでは、予算書 3 6 ページ、3 7 ページをお開きください。歳出より御説明します。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費を 1, 3 8 3 万円増額し、2 億 6 3 7 万 5, 0 0 0 円とするもののうち、人件費以外の補正予算について御説明いたします。予算書の 3 8、3 9 ページをお開きください。2 2 節償還金、利子及び割引料を 1, 8 0 8 万円増額しております。これは全て償還金であり、令和 5 年度に実施した事業について歳入した補助金、交付金を精算の結果、返還するものになります。内訳としては、令和 5 年度（令和 4 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金を 4 5 9 万 9, 0 0 0 円、令和 5 年度就学前教育・保育施設整備交付金を 1, 3 4 8 万 1, 0 0 0 円、合計 1, 8 0 8 万円となっております。これらに伴う財源内訳ですが、全額一般財源となっております。次に、2 目児童措置費について、1 億 5, 1 5 6 万 7, 0 0 0 円増額し、3 6 億 4, 8 9 1 万 3, 0 0 0 円としております。この内訳ですが、1 1 節役務費において、福祉医療費審査手数料の増額分として 2 5 万 1, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金において、国・県の子ども・子育て支援交付金交付要綱における延長保育事業の基準単価の改定に伴う増額分として 2 9 5 万 9, 0 0 0 円、1 9 節扶助費において、決算を見込んだ調整を行い、乳幼児医療助成費を 9 0 0 万円減額、ひとり親家庭医療助成費を 1, 1 0 0 万円増額、子ども医療助成費を 2, 2 4 0 万円増額、乳幼児医療助成（市単独分）を 1,

000万円増額し、合計3,440万円増額しております。続いて、22節償還金、利子及び割引料を1億1,395万7,000円増額しておりますが、これは全て償還金になります。内訳としては、令和5年度児童手当交付金の国費、県費を合わせて70万4,000円、令和5年度児童扶養手当給付費負担金を25万4,000円、令和5年度子ども・子育て支援交付金を1,626万9,000円、令和5年度地域子ども・子育て支援交付金を1,529万1,000円、令和5年度子育てのための施設等利用給付交付金の国費、県費を合わせて1,762万5,000円、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金を国費、県費をあわせて6,381万4,000円となります。これらに対する歳入について御説明いたします。予算書12、13ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金に98万6,000円を計上し、続いて予算書14、15ページの16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金の乳幼児医療助成費を370万円減額、ひとり親家庭医療助成費を473万円増額、子ども・子育て支援交付金を98万6,000円増額し、合計201万6,000円を計上しております。これら国費、県費の合計300万2,000円を特定財源とし、残りの1億4,856万5,000円は一般財源となります。予算書の38、39ページにお戻りください。次に、3目ひとり親福祉費についてですが、316万2,000円増額し、1,761万6,000円としております。これは、22節償還金、利子及び割引料として316万2,000円を増額しており、全て償還金となります。内訳としては、令和5年度自立支援教育訓練給付金事業費22万5,000円、令和5年度高等職業訓練促進給付金等事業費293万7,000円としております。これらに伴う財源内訳は、全額一般財源となります。続いて、4目保育所費についてですが、714万4,000円減額し、10億5,732万円とするもののうち、人件費以外の補正予算について御説明いたします。予算書40ページ、41ページをお開きください。17節備品購入費に園用器具費として100万円増額しており

ます。これは、事業者から福祉に活用することを目的とした寄附の申込みがあったことに伴うものであり、現在、公立保育園において、乳幼児の散歩時や災害時にも活用できる避難車を5台購入する予定としております。これに伴う財源については、全額寄附金を充てることとしておりますが、令和6年3月にこの寄附を受け、令和5年度に予算化できなかったことから、全額、一般財源として繰り越しておりますので、この財源は全て一般財源となっております。次に、8目子育て総合支援センター費について30万円増額し、2,148万5,000円とするものです。内訳としては、17節備品購入費の庁用器具費を30万円増額しております。これは、団体から、スマイルキッズへのインクルーシブ遊具の購入を目的とした寄附の申込みがあったことに伴うものであり、スマイルキッズ内のプレイスペースで使用する室内遊具を購入する予定としております。これに伴う特定財源についてですが、予算書の14、15ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、1節民生費寄附金に30万円計上しております。予算書の40、41ページにお戻りください。続いて、10目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を122万円増額しております。これは、全て償還金であり、内訳としては、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務費に関する償還金のうち、ひとり親世帯分として28万円、その他世帯分として29万円、同じく事業費に関する償還金のうち、ひとり親世帯分として30万円、その他世帯分として35万円となっております。これらに伴う財源内訳としては、全額一般財源となっております。続いて、42、43ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料について、120万円増額しております。これは、全額償還金であり、内訳については、令和5年度未熟児養育医療費等国庫補助金79万9,986円、同じく県負担金39万9,993円となっております。これらに伴う財源内訳ですが、全額一般財源となっております。次に、歳入のみの補正予算について御説明いたします。予算書16、17ページをお開きください。21款諸収入、5項雑入、2目弁償金、2節民生費弁償金に損害

賠償金として17万5,000円計上しております。これは、小野田地区保育所整備事業における実施設計業務委託において、受託者が契約期間内に業務を完了できなかったため、業務委託契約約款に基づき損害賠償請求を行ったことによる受託者からの損害賠償金となります。同じく21款諸収入、5項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入に、令和5年度の入所施設措置費の精算額として、国庫負担金を5万8,000円、県負担金を2万9,000円計上しております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。歳出から行ってまいります。ページを追って進めていきたいと思います。36、37ページは特になかったんで、38、39ページから質疑を求めたいと思います。

古豊和恵委員 39ページの19節扶助費、乳児医療費助成費が900万円ですけど、これはなぜこんなに減ったんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 乳児医療費助成費と、三つ下にある乳幼児医療費助成費（市単独分）を御覧ください。こちらの二つは保護者の所得によって区分が変わってまいります。当初見込んでおりました所得が低い県制度を受けられる方の人数と、所得が高い市単独制度の人数の見込みが当初より乖離しておりましたので、その分の減額、増額で入り繰りが入ってまいります。

古豊和恵委員 これは要するに、乳幼児が少なくなったから、こういうふうになったというわけではないわけですね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 もちろん乳幼児の人数は減ってはいますけれども、そこが要因ではないということです。

山田伸幸委員 同じく19節扶助費の子供医療助成費が2,240万円増額になっておりますが、これはどういった内容でこういう金額になっておりますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 決算を見込んでの金額となっております。上半期の子ども医療にかかる助成費の平均を出しまして、その下半期、今からインフルエンザ等が、はやることも見越しまして、平均金額の1.1倍を下半期は見込んでおります。それと、当初予算との差を計上させていただきます。

山田伸幸委員 決算見込んでということは、この子ども医療費助成というのが、やはりそれだけ多額にならざるを得ない何か特別な理由があったんでしょうか。決算を増額するような。

藤田子育て支援課子育て支援係長 昨年度につきましては、上半期については拡充をしていない状況での決算になりました。今年度につきましては拡充後の1年間の予算で計上しているのですが、思ったよりも受給件数が多いというところで増額になっております。

古豊和恵委員 その一つ上の18節ですけれども、延長保育促進事業補助金というのは、延長保育を希望される保護者が増えたということで……

奥良秀分科会長 基準単価の変更というのがありますが……説明があれば。

重村子育て支援課保育係長 このたびの補正については、国の交付金の基準単価が変更になったことに伴うものなので、利用者が増えたとかではなく、単純に施設に対する補助金の増額分ということになります。

奥良秀分科会長 基準単価というのは、その園、その園で違うから説明するのは難しいですね。

重村子育て支援課保育係長 園ごとというよりも、1時間延長とか30分延長とかそういう区分に応じた補助単価になっております。

奥良秀分科会長 ちなみにどのぐらいの金額が上がったかは分かりますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足をいたします。こちらですが、子ども・子育て支援交付金の要綱というものがございまして、算出基礎になる単価がこのたび改定されております。この延長保育は、標準が1時間、30分、前後30分、短時間とありまして、例えば標準1時間の場合は、これまでが166万7,000円だったものが176万円となりまして、9万3,000円増えております。標準の30分においては、改定前が30万円だったものが、改定後60万円と倍額になっております。これらの単価を基礎といたしまして、標準1時間を行っている園が5園、標準30分を行っている園が6園、標準前後30分を行っている園が2園ございますので、それぞれの園数に増額分を掛けたものをこのたび補正をしております。

中岡英二委員 先ほどの扶助費のところなんですけど再度お伺いします。乳幼児医療助成費と市単独の二つ下ですね。これ所得で分けているということなんですけど、基準となる所得は幾らぐらいですか。

野村子育て支援課課長補佐 市単独の対象となる世帯につきましては、父母の市民税所得割額の合計額が13万6,700円を超える世帯が対象となっております。

奥良秀分科会長 その他になければ次に行きます。40ページ、41ページ、保育所費から。

山田伸幸委員 備品購入費で、先ほど寄附という説明があったんですけど、

その寄附は、児童のこういう遊具にという指定があったのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、指定がございました。

山田伸幸委員 これは結局どこですか、それとも私立保育所全園なんのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 先ほどの藤田の回答の補足をさせていただきます。40ページ、41ページで寄附に基づくものが二つございまして、先ほど指定がありましたと申しましたのが、8目子育て総合支援センター費のうちの庁用器具費、こちらの30万円のほうです。こちらにつきましてはスマイルキッズにインクルーシブ遊具を購入することという条件をつけられて寄附を頂いております。もう一つ、その上の園用器具費100万円につきましては、福祉で活用してくださいという条件をつけて寄附を受けているものになります。こちらが、各園、具体的には日の出保育園に避難車2台、厚陽保育園に避難車1台、ねたろう保育園に避難車2台、合計で5台の避難車を購入する予定としております。

山田伸幸委員 どういったものを5台なんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 よく町なかで、大きい乳母車のようなものに子供を何人か乗せて、保育士が押されている光景を見られたことがあると思うのですが、そのような避難車を購入いたします。園児が散歩に行くとき、特に小さい園児を散歩に連れて行くときにはそちらに乗せて散歩に連れて行くのですが、いざというときの避難のときにもその避難車を使うようになりますので、今後災害が起きたことも想定いたしまして、古くなった避難車を新しくすることで5台購入する予定としております。

吉永美子副分科会長 備品購入費でスマイルキッズにインクルーシブ遊具を置

くということなのですが、あれは例の入ったところの室内の中に置くということで、室外ではなくて室中に置くと。構想としてはどういったものになりますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 室内のプレイスペースで遊べるものを考えております。

吉永美子副分科会長 どういったものですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 障がいがある子供とない子供、色々な子供が自由に遊べる物を考えております。

奥良秀分科会長 なければ、42ページ、43ページの償還金ですね。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入全般に行きたいと思います。12、13ページから始まりますね。

吉永美子副分科会長 民生費弁償金の損害賠償金は例の設計会社の分ですよ。この17万5,000円の算出の仕方を教えてください。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの額の算出につきましては、契約約款に基づいて算出しております。算出の方法ですが、発注者が損害の賠償金を請求する場合の請求額は、完了期日の翌日から業務を完了する日までの期間の日数に応じて計算するようになっております。具体的に申しますと、この完了期日の翌日というのが今年の6月1日になりまして、業務を完了した日が9月30日となっております。この期間が122日となっております。この期間に応じまして、このたびの委託料の額が1,752万3,000円でありました。この額に年3%の割合を乗じて計算した額とするとなっておりますので、計算式で申しますと、1,752万3,000円掛ける3%、掛ける365日分の122日で計算して額が17万5,710円となります。

奥良秀分科会長委員 その他歳入で質疑がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして審査番号④番を終了したいと思います。以上をもちまして一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2 時 3 5 分 散会

令和 6 年（2024 年） 1 2 月 3 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀